

平成23年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成23年7月25日(月)午後3時

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番	大野木	奥治	2番	椎名	幸雄
3番	根本	勇	4番	田口	重幸
5番	森	正昭	6番	掛川	正治
7番	三須	清一	8番	飯塚	誠
9番	斉藤	隆	10番	染谷	智一郎
11番	新堀	政夫	12番	阿曾	敏夫
13番	渡辺	陽一郎	14番	渡邊	光雄
15番	増田	忠夫	17番	須藤	喜一郎
18番	小池	良雄	19番	高田	勝禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局長	海老原	美宣
次長	飯塚	豊
次長補佐	大野	祐信
農地係長	花嶋	孝雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 女性農業委員の登用の促進について
- 報告第 5 号 農業委員が定める下限面積について

議長 厳しい暑さの中、委員さん方には出席ご苦労さまです。

定刻となりましたので、開会いたします。

ただいまから平成23年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

19番 高田勝禧委員

2番 椎名幸雄委員

よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 皆さんこんにちは。

本日の議案案件は、議案第1号及び第2号でございます。

議案第1号は、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」でございます。

議案書1ページの申請地は、柴崎台四丁目地先の畑で、2,187㎡でございます。こちらは生産緑地法第10条の規定により、市へ買い取り申し出申請される必要書類として証明するものです。

続きまして、議案第2号は、「農用地利用集積計画(案)の決定について」でございます。

議案書2ページから4ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より平成23年7月8日付で農用地利用集積計画(案)の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が1件、利用権の再設定の計画が1件です。合計面積は2万8,939㎡です。

今回の議案上程については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

それでは、部会での審議結果について、第3部会の新堀部会長から報告をお願いいたします。

新堀政夫部会長(第3部会) 皆さんこんにちは。

それでは、第3部会での結果報告をご報告させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議案第1号は、議案書1ページと議案資料1ページと2ページの「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」、ご報告いたします。

本案件は、主たる農業従事者が死亡したことにより、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買い取りの申し出を市で行うものであります。

買い取り申し出申請地は、柴崎台四丁目地先の畑2,187㎡です。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第3部会では、全員一致をもって証明相当という意見でございました。

続きまして、議案第2号は、議案書2ページから4ページ、議案資料は3ページの「農用地利用集積計画(案)の決定について」ご報告いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められたもの2件でございます。

申請の権利内容は、新規の利用権設定の計画が1件、利用権の再設定の計画が1件です。

申請地は、我孫子市布佐字北郷地先ほか11筆で、合計面積は2万8,939㎡です。

賃借料は、10a当たり玄米90kgです。

以上のとおりの計画の内容は、借受者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よって、第3部会では、全員一致をもって決定相当という判断をしました。

以上で、第3部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 以上、議案第1号及び第2号について、部会長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対して、ご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

部会長は自席にお戻りください。

それでは採決に移ります。

議案第1号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」、部会長から証明相当であるとの報告がありました。

証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、証明することに決定いたしました。

議案第2号の「農用地利用集積計画（案）の決定について」、部会長から決定相当と報告を受けております。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり決定いたしました。

以上で審議案件については、終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

なお、報告第1号と第2号は、農地転用で関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 報告第1号です。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」です。議案書5ページの1件になります。

内容については、龍ヶ崎在住の申請人が共同住宅3棟を建設するための届け出です。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書6ページをごらんください。

布佐西町地先の売買1件と、中峠台地先の所有権移転の2件です。詳細については記載のとおりでございます。

以上です。

議長 以上、報告第1号及び第2号について、事務局から報告がありました。

ただいまの報告の対してご意見がありましたら、挙手を願います。

ありませんか。

（なし）

意見がないものと認めます。

続いて、事務局より報告第3号の説明をお願いします。

事務局 報告第3号を報告させていただきます。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書7ページの1件です。

内容については、貸付者の農地を借受者が取得するため、中途解約するものです。詳細については記載のとおりでございます。

以上です。

議長 以上、報告第3号について、事務局から報告がありました。

ただいまの報告の対してご意見がありましたら、挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

続いて、事務局より報告第4号の説明をお願いします。

事務局 報告第4号についてご報告させていただきます。資料は議案書8ページになります。

報告第4号ということで、上の表が「女性農業委員の登用の促進」と、現在の委員数を書いてございます。それと一番下には、平成27年度末で男性17名、女性2人を目標にしますということを書かせていただきました。

まず、この女性登用というのは、去年、おとしになります。政府のほうで男女共同参画基本計画第3次における閣議決定ということからスタートしております。政府は、2020年度までに男女共同参画基本計画において、指導的地位にある女性の占める割合を少なくとも30%程度になるように期待していますというところですね。

このため、農林水産省においては、全国農業会議、全国の農業委員会及び各農業団体への趣旨を通知し、普及啓発に努めているところです。

一方、我が市においては、過去には女性の農業委員さんがいらっしたんですけども、現在においてはいらっらないという状況です。そのため、平成23年3月に市長と三須職務代理者さんと事務局長と、市議会議長及び議会運営委員長のところへお邪魔しまして、女性農業委員の推薦をお願いしたところです。

今後、3月の時点でも事務局のほうから報告させていただいたんですけども、今後はまた7月とか8月に議会のほうへ再度会長名でお願いしていこうと。きょうの皆さんのご意見を伺った上で、議会のほうへお願いしていきたいというふうに考えているところです。

それと合わせまして、土地改良区さん、農業共済組合さん、農協さんの中からも女性農業委員登用いただけるようなお願いもしていこうと。さらには、女性農業委員の方が立候補できるような機運を高めていければというふうに思っております。

以上、「女性農業委員の登用の促進について」の状況報告をさせていただきました。皆様のご意見、ご指導いただければありがたいと思います。

以上です。

議長 第4号について事務局から報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見ございましたらお願いします。

飯塚委員。

飯塚誠委員 議会のほうでも私ちょっと、議会運営委員会のほうにご意見申し上げたんですけども、この流れが非常に不透明で、この3月25日に市長と職務代理者と事務局長が議長と議会運営委員会のほうに依頼を行ったというのは、「行くよ」という討議や報告が農業委員会ではされていない。議事録を見ても全く記録に残ってません。

それで、議運のほうに諮られて、議運のほうから、どうやら農業委員の増員分を議会で補っていただきたいというような内容だということを知りまして、私はもちろん当然のことなんですけど、反対意見を述べました。

議会でも、私が回った限りでは真っ二つに意見が分かれていて、とてもまとまるような内容ではありません。私は当然だと思いますのは、議会議員の枠が多過ぎるとか、少な過ぎるといふ議論は、大いにやるべきだし、ひょっとすると現状数も適切かどうか分かりません。しかし、議会議員というのは、男性も女性もご高齢の方も若者の関係なく、被選挙権者であればどなたもが選出されるべきだといふ、これは民主主義の根幹に基づいて活動している我々が、その議員枠として女性をあてがってくれなんていうのはね、これは全くもって間違っている。民主主義の根幹を私は揺るがすもの。女性をふやすのは大いに結構だと思うんですよ。

ただ、それであるならば、理屈から言えば、議会議員の枠を思い切って減らして、それは反対が出るかもしれませんが。女性枠に農業委員会があてがうならまだ理屈はわかる。しかし、議会議員の推薦枠として女性をふやすのは、めちゃくちゃですよ。それであるならば、公選で農業委員会も選ばれているわけじゃないですか。議会議員も当然選挙で選ばれているんですよ。では、我孫子市議会だって女性枠をもっともっとふやしていかなきゃいけない、しかも強制的に。こんな議論は絶対成り立ちません。

ですから、私これめちゃくちゃだと思うのは、なぜこれ議会に、農業委員会の議論を経ずに勝手に議運に願い出たのかというのは、どういう経緯なんですか。まず経緯をお聞かせください。

議長 それでは、事務局、ひとつお願いします。

事務局 経緯ということでございます。3月25日、総会が終わりました。市長と事務局長と、あと三須さんをお願いして、では、お願いに行きましょうと、暫定的に議会選挙が近いものですから、議会に早目をお願いしておこうという経緯でございます。

議長 飯塚委員。

飯塚誠委員 全く意味不明な説明です。議会議員の選挙が早いからお願いしに行こうと、

そんな議論を言っているんじゃないんですよ。なぜ議会枠として女性をふやそうと決定しちゃったのか、だれが決定したんですかということです。

奇しくも、例えばですよ、農業団体の各選出の組織だとか、あるいは議会事務局に同様に1名ずつふやしてほしいという願い出を同時期に、同時にやったというのだったら、まだ理屈はわかります。それだって、農業委員会の総会で諮るべきですよ。これから各種団体の代表に職務代理者と事務局長がお願いに行くけれども、そういうラインでいいかということなをなぜこの会議で諮らないんですか。

確かに議事録を見れば、女性委員をふやさなきゃいけないという方向性の県からの依頼があって、そういう方向でいきたいというのはありましたよ。しかしどこに何名のお願いくに行くかなんていう議論は全くされてないじゃないですか。議会議員の選挙が近いだから、全くとんちんかんな議論ですよ。何を言ってるんだという感じ。

ですから、これはあり得ないでしょう。だって、私がですよ、選挙は、先ほども何度も繰り返すように、どんな方でも被選挙権者ならいいという原則でやっているのに、なぜ議会議員の枠で女性をあてがわなきゃいけない。そもそもね、私もっと言えば、男女共同参画がくだらなさ過ぎるんですよ。例えば、無理やり女性をあてがって、本当に、だって皆さん公選で選ばれているわけでしょう。もし女性が活躍したいと思うのであれば、選挙で出て来るのが筋じゃないですか。それを無理やり女性をふやして、議論を活性化しようなんていうばかげた議論も甚だしいですよ。

それであるならば、皆さんどうぞ女性の方も立候補しましょうと、そういう啓蒙普及活動をして、本当に私がやりたいという委員が選挙で選ばれたのであれば、女性の意見というのも反映されて、議論も活性化するかもしれません。しかし、何だか女性が少ないから、何とか女性をあてがうためにどうするかなんていうのは、全く僕は男女共同参画の趣旨から360度回転しちゃって外れていると思うんです。

私これね、逆女性差別だと思いますよ。女性がいないから、男性陣が女性枠をふやす作法を考えるとというわけじゃないですか。全く議論がとんちんかんで、こんなことをやっていたら、我孫子市農業委員会ばかりでなく、全国の農業委員会はめちゃくちゃですよ。立候補したくないのにあてがおうというわけでしょう。それはちょっとめちゃくちゃで、もっともっと、ですから、またちょっと話の趣旨が本題から外れましたけれども、議会がこれで意見がまとまるとは到底思いません。真っ二つですもん、議論が。むしろ反対のほうが多いんじゃないかなというぐらいの感じです。

ですから、やっぱりこのなぜ議会だけ、こういうときだけ、また農業委員会事務局も汚くて、ふだんは農業委員会は独任制だなんて、こういうときだけ市長と議会事務局で、ちょっと議会に頼みに行くみたいな話だと思うんですよ。これはもうあっちゃいけないことで、公正中立に堂々と仕掛けを行うと。



本当に、その仕掛けが正しいのかということをお農業委員会のこの場でしっかりもんで、真に審議が成り立つような女性委員の拡大を目指していくべきだ。へたに小手先でどどどと女性をふやせばよかったみたいな議論は、少なくとも我孫子市農業委員会はずべきではないというふうに思います。

以上です。

議長 そのほか意見ございましたら。

渡邊委員、お願いします。

渡邊光雄委員 ただいま飯塚委員からお話ございましたが、我々はそういう話があったときに、この前、農業女性会議があって、そこでずいぶん議論されたようでございます。またそこでも、どこかの代表が来て、農業委員の女性の推進をお願いしたいという話があったそうですが、私は出席しませんでした。こういう男女共同推進をするには、まず隗より始めよという基本原則がございます。そういった農業委員の代表で、今、議会から3名選出されてきているわけですね。前に女性が2人もついたことがあったんですよ。それをもともと女性は、我孫子市においても一番多いんですよ、この辺の地域で言えば。議会議員としては。だからそれから2人ついたことがあったんです。

だから、そういったことがあったんだから、当然、そういった農業委員会のほうへ議会のほうから推薦していただければ非常にいいじゃないかという基本原則なんですよ。

それが違反だとか、めちゃくちゃだとか、そんなことはないと思いますよ。それじゃなくても、我孫子に女性委員の方は多いんです。全県で2位か3位ぐらいですよ。女性の多い市のところは。そういったところもあるのだから、ひとつそういったところを出していただければ、ありがたいなと、公選であれば、基本的な、わかりますよ、それは、私も。それができないから、そういうことをお願いしたんですよ。できれば、何も我々もやってますよ。それができないから、そういう方法で推薦していただけないかということをお願いしに行ったので、それがめちゃくちゃとか何とか、そんなことはないと思いますよ。

議長 飯塚委員、お願いします。

飯塚誠委員 私がめちゃくちゃだと言っているのは、まず、ここに推薦依頼に行くと、女性をあてがってくれというのを、なぜ農業委員会の総会で議論がまずされなかったのかということがめちゃくちゃだということです。

それと、あともう一つ、議会議員が女性がいるから、過去に出ていたことも私も承知おきしています。女性が悪いと言っていない。女性はどんどん出してもらいたい。議会からも

女性が出るのは私は大いに結構だと思います。

しかし、女性でなければならないという枠を議会議員がみずから設定するのはめっちゃくちゃだと言っているんです。女性を推薦するのは、私も女性議員がいたら、やりませんかというのは、大いにこれからもやったらいい。しかしこの議運の議論は、女性枠を設定しましょうということです。議会議員は、女性じゃなきゃいかんとか、男性じゃなきゃいかんということはありません。そこがめっちゃくちゃだと言っているのは、渡邊委員誤解のないように。女性委員はどんどん出たらいいと思います。それは希望でね、出たいという人がいたら、どうぞ、どうぞと、私も今やめて譲ってもいいですよ、女性がいたら。

ただし、女性枠じゃなきゃいけないという議論は今までなかったはずですよ。女性を積極的に推挙していきましょうというのは、今後もあっていいと思いますよ。しかし、女性枠を指定するというのは、民主主義の原則からいって、議会推薦枠では議員も女性じゃなきゃいけないなんてあり得ないじゃないですか。女性をどんどん出てくださいということは、これからも言い続けなきゃいけない。そこが私はおかしいと申し上げたところです。

議長 そのほかございますか。

増田委員、お願いします。

増田忠夫委員 ちょうど近くに住んでいまして、初めての農業委員さんがシロイから選ばれたということで、なかなか集落ですと、大体女性を推薦するんじゃないかと、男性を選ぶというのが大体の建前ということで、なかなか出たくても出ないのが大体现状というようなお話でした。

そういうわけで、なかなか集落に帰ると、男が大体優先で、「どうしたら私たち女性が集落から推薦してもらって、農業委員さんに出たらいいんですかね」というような、こんなお話も出ましたけれども、今のところ、そんな現状のようですね。集落では大体男が優先というような形で進んでいるようなので、大体一般的な集落ではね。

それで椎名さんともちょうど一緒になりまして、1人でもいいから市会議員さんのほうから出ていただければと、2人という設定ですけれども、まあ、最低1人でもいいですから、どうですかねというようなお話もしました。

なかなか現状、女性の委員さんのお話を聞くと、難しいようなお話でしたので、この女性の農業委員という方も出たいと言っても、なかなか公選では出られないのが現状かなと、こんな女性の農業委員さんのお話でした。

議長 そのほかございますか。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 ただいまの飯塚委員さんからもお話ありましたけれども、平成22年3月に閣議決定という、その以前から全国農業新聞なんかでも非常に女性農業委員の公選の、必ず7月の全国定期的な改選時期になると新聞に出ていたものですが、我孫子市農業委員会としても説明会をやって、過去いろいろと選管のほうからも話があっても、その説明会にも出て来ていないで、女性、たまたま一番最後に書いてありますのは、市長、農業委員会職務代理者、事務局長が議長、議運の委員長へ積極的に女性委員の登用をお願いしておりますという、お願いすべきもんじゃなくて、公職選挙法に基づいて立候補は自由なものですから、私も先ほどの飯塚委員の意見が全く正しいんじゃないかと、そのように判断しております。

お願いに行くべき職務じゃないんじゃないかなと私も考えますが、会長、どうしてこのときに職務代理者をお願いしたいんですか、その辺の心境はどういうような心境で、会を代表する者は会長ですので、職務代理者に依頼したというのか、それとも都合が悪くて行かれなかったのか、その辺のことも合わせて説明願えれば幸いです。

議長 それでは、私から一言。

たまたまこの日は、私都合が悪くて、家に用事もありまして、職代にお願いして行ってもらったようなわけです。

それでもう一言、議会の議運委員長さんですか、松島議員さん、これはこの間の部会が終わってから事務局におりましたら、たまたま事務局に尋ねてこられて、この話も話し合いました。それで、やはり飯塚委員さんが言われるとおり、男性、女性とかっていう、そういう区別じゃなくて、やはりそういう意思のある者、そういうところに手を挙げてもらって、積極的に農業委員会に参加していただくと、私のほうからもそういう意見を伝えておきました。そういうことです。

そのほか意見。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先日来の女性委員の登用に関して確認しておきたいことが一つあるんですけども、議員のほうからの推薦、3名の方、議員枠ということではなくて、たしか有識者枠という形でとっていると思いますので、議員の方でなくても、議会からの推薦であれば可能なわけですね。そういうことであれば、女性枠という形ではないにしても、議員さんの方の議会のほうから、この人が有識者枠として必要であろうと思われる方、できれば女性にという形をとってもらえればみたいなことはありますけれども、文面的にちょっと枠としてとらえてしまうのは、考え方としてちょっと違うかなと思いますけれども、

そういう意味で、議会から女性枠という形ではなくて、ぜひ男性組織みたいな状態になっている農業委員会に入れていただける方がいらっしゃれば、ぜひそういう方を推薦していただければという形で、こういうふうな依頼という形になったのかなと思ひまして、私は別に違和感を持たなかったわけで、それだけはちょっと確認をしておきたいんですけども。

議長 はい、わかりました。

そのほかございますか。

染谷委員、簡潔にお願いします。

染谷智一郎委員 何で簡潔なの、時間ないの。

議長 そうじゃないですけど。

染谷智一郎委員 時間いいでしょう。簡潔になんて言われると、発言前に簡潔と言われると、何か発言を規制しているようなことになるんじゃないの。

議長 どうぞ。

染谷智一郎委員 ちょっとしっかりしてください。

阿曾委員さんの中で、結局流れが男女共同参画の中で女性委員の登用ということも、私もここを聞かせていただいたときから、そのようなことを言われてきていました。

ただね、飯塚委員さんの言われるとおり、私本当だと思いますよ。こういう形をとるなら、委員会で審議をして、それから依頼して、じゃあ議会枠に登用をお願いしましょうと言われて、初めて会長、事務局も含めて議会をお願いするなり、話し合いをすべき問題であって、国・県からの通達がありましたということで、たしか委員会にはそういう話題が出ました。でも、委員会としての話が全然煮詰まらないうちに、議会の枠が3名あるから、そちらのほうにひとつお願いしましょうというのは、ちょっと認識が、ルールがあるんです。

また、委員会の意見を集約しないでやるというのは、会長、事務局も行き過ぎじゃないかと私は思いますよ。だから、よく選ばれることについては、これはあくまでも議会推薦枠という、議会が選出する権限を持っているわけですよ。だから、私たちがどうのこうの、選出枠について言う権利については、お願い以外にないですよ、これは。依頼でしょうよ。こういう流れであるから、ひとつ議会の中でということ。

今までも議会の中の推薦がなかった、推薦の女性がなかったならいいけど、当然我孫子は議会の中でも3名のときもありましたし、2名のときもあって、結構議会の中でもうまくローテーションを組んで、女性委員が来ていらっしやいます。改めて会長含めて、依頼に行くほどのことは私ないものと、ある程度女性委員が常には来ておりませんけれども、今回はこんなようなことなんですけれども、来てありませんけれども、時折女性委員の登用はしていただいております。

だから、別に、お願いに行くのがどうのこうのということじゃなくて、やはり委員会でそのことをお話をして、それではそういうことであるということの集約をした段階でやるべきことであって、事務局も含めて、ちょっとその辺のところを先行し過ぎています。まして会長の都合の悪いときに、市長と行ったなんて、それはもう既に先手打ちだったんじゃないですか、逆に。3月25日に会長都合が悪いと、突然都合が悪くなったのかどうか分からないけどね。

それで25日に行くなら、25日のときに皆さん、委員会でもその話題を話し合うべきだったですよ。たしか一度この問題について審議しましたけれども、結論は出てなかったと私は記憶しています。飯塚委員さんの言うのは当然です。

ただ、男女共同参画について云々ののは、それは飯塚委員さんも言い過ぎじゃなからうかと思えます。この制度はあくまでも制度として確立していますので、制度そのものについては、確かに私たちも協力しなきゃならない立場にあると思えますけれども、それに到達するプロセスがちょっと手抜きしてますよ。もっと順序よくやってください。

議長 椎名委員さん、お願いします。

椎名幸雄委員 椎名でございます。

私は、議会運営委員会に所属しております。先日の22日、議会運営委員会において、この問題が出ました。その中で、やはりまだ農業委員会のほうから農業委員会の中で十分な議論が尽くされてないんじゃないかと、尽くされてない前に、市議会の推薦枠、これはあくまでも推薦枠ですから、議員じゃなくても、今、渡辺委員が言われたように、議員じゃなくてもいいわけです、当然。

ですから、議会の推薦枠ですから、この中で一応2名というようなお話が出ましたけれども、先ほど申しましたように、農業委員会の中でまだ十分に議論を尽くされてないと、あるいはまた各委員の方は、こんなこと言っては申しわけないですけど、部落というか、地区、地区の代表みたいな感じですので、例えば、それじゃあ、うちの地区で女性をだれか推薦できる人はいるんじゃないかとか、そういう議論を各もう少しまだ、例えば時間がたちますけれども、新年会だとか、いろいろ部落の会合もございませう。そういうところで、

そういうお話をさせていただいて、それで議論をさせていただいて、その中でどうしてもなかなか今、女性の方、やっぱり働いている方、結構農家が高齢化になってしまっておりますので、なかなかいないよとは、若い方でも今、農業をご夫婦で一生懸命やっている方いらっしゃいます。根戸のほうにも若い方、若いといっても、50代で若いというような感じになってしまいますので、そういうことで、ぜひそれじゃあ各地区でいろいろお話をして、彼女というか、その奥さんを推薦しようじゃないかというようなこともあり得ると思うんですね。

ですから、もう少しまだ時間がございますので、早急に2名市議会枠云々というような、推薦枠じゃなくても、もっと農業委員会、あるいは農業委員の方が地区というか、地域に帰っていただいて、いろいろ検討され、その結果、どうしてもだめだと、どうしてもあの奥さんなかなか出てくれないよというようなことであればいたし方がない、推薦枠で何とか、議会の推薦枠で女性をどうだろうというようなお話でよろしいかと思うんですよ。

ですから、まだこれについては、早急に結論を出すことでもなくて、もう少し農業委員会の中で議論を尽くしていただいたらどうだろうかと思は思うんですけれども。

議長 はい、ありがとうございます。

先ほど事務局次長が「お願いしたところです」という文言を、発言したけど、これはまだそういう段階ではないと思います。私のほうからこれは訂正させていただきます。

この前の職務代理と局長さんですか、市長と会ったということは、市の意向を聞くために私はまだ会の方針が決まっていないのに、それで職代をお願いしたようなわけなんです。うちのほうの意見はまだ煮詰まってないし、当然のことでもありますので、市の意向そのものを聞き取る、そういう観点から職代をお願いした。

(発言あり)

だからこれが、事務局……

(発言あり)

この文言がちょっと行き過ぎということで……

(発言あり)

では、事務局、説明。

事務局 事務局ということで……

会長から、ただいま事務局主導のような文言であったということで、この女性委員の登用については、今、椎名委員、染谷委員、渡辺陽一郎委員等々、皆さんの意見を踏まえて決めていただければ、今後の方針になると思うんですね。

最初に、飯塚委員がおっしゃった、みんなで議論して、こういう方向になったという形

ちなろうかと思うんです。

私、最初言わせていただきましたけれども、椎名委員のおっしゃったように、各選挙委員もそうです、農業団体委員もそうです、それから議会選出の委員もそうです、公平にやっていくのが一番いいと思っております。国のほうもそういう趣旨だと思うんです。

それを……

(発言あり)

わからないですか。

(発言あり)

議長、ちょっと休憩してください。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

掛川委員、お願いします。

掛川正治委員 これはそもそも国の通達から、女性委員登用という中で、これは我々農業委員を含めて、ある意味では女性を登用しなきゃならないということに対して、ある意味では責任を持たなきゃならないですよ。

ですから、これをどうするかという問題で、ただ今、議会ということで、議会枠というのが先ほど渡辺陽一郎委員も言ったように、これはまさに議会というのは、議員でなくちゃならないということではないんですけど、そこらのとり方をちょっと間違っちゃうと、今までずっと議会枠で来ていましたから、そこいらを逆に言うと、そこを一つ女性委員会議みたいなものをつくってもらって、それが農業従事者、または市会議員の女性でもいいですよ。そういうのも含めて、そういうところから一人枠をつくるとか、ぜひこれはそれぞれかなりの常識ある議論、これは飯塚委員の言っていることも、これは本当に100%正しいです。

また、その後を追っかけて、渡邊光雄さんも言っていたような、また、増田忠夫さんも言っていたようなことも正しいですね。

ですから、ひとつ我々が責任を持って女性の農業委員をつくらなきゃならないという観点をまずここに置かないと、最終的には結局まとまらない話で、最後雲散霧消しちゃって、我孫子からは女性の農業委員は出せないという結論が先に出ちゃうような気がしますね。

ですから、ぜひ議会枠というのは、これを一つ解体して、議会枠は今まで5あったのが

3になり、縮小ぎみなんですけど、これは構わないと思うんですね。それを2にして、1つは女性会議に与えるような枠を、逆に言うと、会長、職務代理者、また部会長等々が集まって、事務局と相談して先に進めていく。

ただし、大事なのは、公選で選ばれた農業委員さんたちも地元に戻って、こういう話が女性に出てくれという話もあるよというPRはぜひしていただかないと、議会だけが今まで議会から女性が出やすいという環境がありましたから、私は、議会議員でうかると世話人会というのをいつも私は出て、議会の農業委員会の枠を決める役目をしてきたんですね。そうすると、みんな会派に割り当ててます。そうすると大きい会派、うちの場合は、6人の会派ですけども、女性がいないんですね。

ですから、会派に割り当てていきますから、この手法をとりますと、これ、幾ら言っても、それこそ飯塚委員が言ったように、公選で選ばれて、今度は女性のほうが男女共同参画って都合のいい話をして、逆に逆差別みたいな形にもなっちゃいますから、これは公選で選ばれると、男も女もないんですね。そこに女を当てはめようということ自体が、この部分でいくとおかしくなっちゃうものですから、ぜひトップの会長、代理者、あと部会長、また事務局含めて、そこらを整理していただいて、議会にお願いするのは女性を出してくれじゃなくて、議会の3つの枠を2つにしてもらって、1つをそういう女性が出やすい女性会議に割り当ててもらいたいというような手法をとっていかないと、先ほどみんなそれぞれが熱い思いで一人一人が言ったようなところへ戻っちゃうと、この農業委員会の中でこれ、まとまろうたって、ただ多数決に頼るだけであってね、感情だけが残っちゃいますから、これはぜひ、せつくなかよくずっとやってきておりますので、ぜひこのことで、つまらない感情を残さないように会長、進めてもらいたい、そういうふうにしていただくのが一番じゃないかと。

議会の枠の3を2つにしようということをお願いして、1つは、議員も含めた、また農業者の女性も含めた女性会議から1人選ぶとか、そういう枠組みをしよう、そしてこれだけじゃだめですよ。公選の農業委員の人たちにもPRしようということが一番頂上じゃないかなと、私は思います。

議長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたがありますか。

椎名委員さん。

椎名幸雄委員 今回の掛川委員のほうで市議会推薦枠を2にして云々というのは、ちょっと早急じゃないかなと思う。まだやっぱりこれについては、もう少し議論をしてからのお話になるんじゃないかなと思うんです。



議長 はい、ありがとうございました。

そのほかございますか。

飯塚委員さん。

飯塚誠委員 私も先ほど来、申し上げている議員推薦枠の中で女性というのにこだわりますけれども、これは民主主義としておかしいので、そういう意味では、掛川委員がおっしゃったように、議員定数を2に減らして、1を女性・学識推薦枠のほうがすっきりしていて、これはいいと思うんです。ただ、今、椎名委員がおっしゃったように、これちょっとボタンのかけ違いというか、議論が全く手順を間違えたために、議会の中もこれ持っていくと、真っ二つになってしまう。私が個別にヒアリングした限りでは、ほぼ真っ二つに割れてしまいますから、今、椎名委員のおっしゃったように、もっと丁寧に、努力枠の枠組みというか、あくまで、どこに対しても枠を設定するのはおかしいので、努力の目標として枠組みをきちっと公選の方々にも、そして各種団体の方にも委員の中には枠組みをもっときちんと我々で整理して、そして丁寧にボタンのかけ違いのないような議論を進めていくことが重要だと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

そのほかありますか。

(発言あり) 休憩をお願いします。

議長 それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

女性農業委員の登用については、もっと議論を深めてやりたいと思っていますので、きょうはこの辺で、また各役員さん、あるいはそういう方々の意見も聞きながら進めてまいりたいと思います。

それでは続いて事務局、報告第5号の説明ですか。

事務局 よろしいですか。議会のほうは、今、会長のおっしゃったことで報告するという形ですか。

議長 それは急なんですか。

事務局 7月29日です。

(発言あり)

議長 もう少し議論しますということを報告してください。

事務局 わかりました。失礼しました。

議長 では、報告第5号、説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第5号 「農業委員会が定める下限面積について」、資料の一番最後になります。

農地の売買等につきましては、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに、所有農地の下限面積が定められています。下限面積とは、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的でないため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

農地法では、下限面積が50aとなっており、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることになっています。

このことについて、農水省のほうから通達が来ておりまして、毎年別段の面積、または設定または修正の必要性を検討することが求められております。

我孫子市では、下限面積は農地法どおり50aとして、別段の面積は設定しておりません。

別段の面積を設定していない理由は、大きなことは3つございます。以下のようにございますが、まず、面積が平均的に市内の面積が、例えば下限面積を30aとする場合には、市内に30a以下の農家が農家全体の40%以上ある場合は30aと設定することができるというような規定があったり、あるいは新規就農を促進するためには、認めようというものもあるんですが、現在でも、基盤強化促進において50a以下で就農しておりますので、意欲ある新規参入者は障害とはなっていない。

以上のようなことで、我孫子市では農地法どおりやっていると。これについては、毎年先ほど述べましたけれども、検討してもらいたいというふうをお願いしておりますので、ご意見等をお伺いいたします。

議長 下限面積について、何かご意見ありますか。

染谷智一郎委員

あるかないか。支障はあるの。

(発言あり)

事務局 染谷委員のご指摘のとおり、今、この報告に書いてあるのは、これでやっていて、特段の支障はないということで、事務局では考えております。以上です。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 特段の面積の設定をしていない理由の2つ目の新規就農者の新規参入の障害にはなっていないということが書いてありますけれども、これからも障害になる可能性がないと思っているから、これ書いてあるのかな。これから、新規就農に関しては、50 a以下で新規就農できて、新しくどんどんふやしていける可能性が今、実際に我孫子市内にはいっぱいあるんだけど、あんまり新規就農に関して50 aという規定があっても問題ないと、それからふやして.....

事務局 現在、基盤強化のほうで50 a以下で皆さん就農していますので、今後も対応できるというふうに考えております。

議長 それでは、ただいまの意見は事務局で整理するよう、お願いします。

そのほか、事務局、何かありますか。

なければ、私のほうから1件申し上げます。

農政課から三喜商事の今後について、説明をさせていただきたいとの申し出があります。委員の皆さん方、説明を聞くのを許可したほうがいいですか。皆さんの意見を。三喜商事について。きょう、これから。

(発言あり)

4月、5月ですか、全員採決.....

(発言あり)

いやそれは聞かなくちゃわかりませんよ。

(発言あり)

どうですかなんて、今までやったことない、そういうことを提案したという、結論が

ありませんね。ただね……

議長 そのほか意見ございますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 もし三喜商事のことについて、何々について、どういう形で説明をした  
いかということ、最初に前もって言っただいて、それを議題として出してくる  
のならいいけど、説明したいというのはちょっと変ですよ。

(発言あり)

議長 暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 再開します。

農政課からの申し入れについて、農政課では今後についてとだけありますけど、それで  
は、皆さんの意見、それを農政課に伝えるように事務局へ言っておきます。

(発言あり)

今さらここへ説明に来られても困ると、資料を出して、それからやってくれと。

(発言あり)

農業委員会の総会で、企業はだめだと言ったとも、何とも言ってないわけで、その1点  
に関してだめだと言われて、それに関しての説明が今さら総会で言われても困るわけ  
です。新規就農はだめだということで、そういうことに関しては来てもらって、もうちょ  
っとお話を進めたいという話であれば、それはあるけれども、そうじゃないわけでしょう。  
それは意見の交換で、それは……

(発言あり)

議長 まだ部会には上程されていない。案件としては……

(発言あり)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

先ほど申しました農政課の申し出は賛同が得られませんでしたので、これで議事は終了

いたします。

閉会といたします。閉会の前に、そのほか何かありますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 実は、農振の根戸新田の農振のやつ、新聞に出ていたけど、その結果、議会のほうは皆さんに資料を配付したと聞いたけど、当の農業委員会でもその内容について、農振をはずれば、結局次の段階で調整区域のときは農業委員会にかかる問題ですので、アリの結末というか、どんな内容で、県が同意しないという理由、これこれこういう理由だという理由で、県は千葉県知事から同意しない理由が示されていると思いますので、ひとつその辺を来月の農業委員会にでも提示してもらえればありがたいなと思っています。

事務局 わかりました。

それでは、県からの回答ですね。結果的に同意しないということです。今回、市のほうから、4点について、前回に加えて、補充の説明を加えて、さらに同意を求めたわけですが、この4点については、ことごとく退けて、改めて不同意となりました。

議会の県の文書は、この文書については、コピーしてお渡しできますので、国に出した文書は、最後に調整してますので、これは出すことできませんけれども、県の不同意の文書はありますので、もし今必要なら……至急コピーするようにいたしましょう。多少待っていただければ。

至急コピーしてお渡ししたいと思いますので。

議長 それでは、そのほかございますか。

(なし)

では閉会いたします。